

# 確約手続の国際比較 ～日・米・欧の観点から～

## EUの確約制度

(公正取引委員会競争政策研究センター(CPRC))

第44回公開セミナー、2017年6月23日、東京)

ギブソン・ダン・クラッチャー法律事務所

ブリュッセルオフィス

オブ・カウンセル

弁護士 杉本 武重

+ 32 2 554 72 80 (直通)

+ 32 499 05 46 19 (携帯)

tsugimoto@gibsondunn.com

GIBSON DUNN

Beijing • Brussels • Century City • Dallas • Denver • Dubai • Frankfurt • Hong Kong • Houston • London • Los Angeles

Munich • New York • Orange County • Palo Alto • Paris • San Francisco • São Paulo • Singapore • Washington, D.C.

# 目次

I.	EUの確約手続の概要	3
II.	確約手続の開始	14
III.	欧州委員会と違反被疑事業者との協議	17
IV.	確約決定の履行	23
V.	確約制度によって効果的な競争状態の改善がなされた実例	26
VI.	結論	30



# I. 確約手続の概要

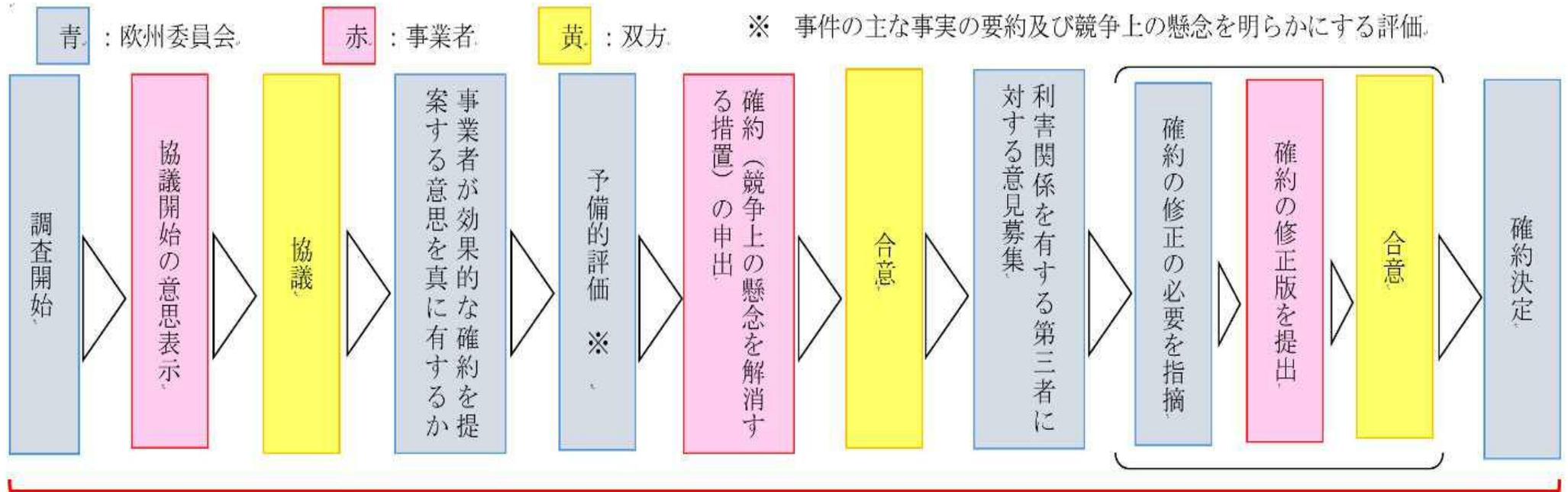
# EUの確約手続とは(1)

- **EUの確約手続 (commitment procedure)** とは、事業者が、欧州委員会の指摘する競争上の懸念を解消あるいは改善する措置を、欧州委員会に対して自主的に申し出て、その内容について欧州委員会が合意した場合に、約束した措置（確約措置）の実施を法的に義務付ける行政処分（確約決定）を行うまでの一連の手続のことをいう。
- 確約措置には、**行動的措置**（行動の改善）だけでなく、**構造的措置**（資産の一部処分など）も含まれ得る。
- 当該確約を欧州委員会が受け入れて確約決定を行う場合、違反行為が存在したか否か、または存在するか否かについて判断（**禁止決定 (prohibition decision)**）（理事会規則第7条）せず（制裁金を課さず）、審査を終了させる。
- EUの確約手続は、競争上の懸念を効率的かつ効果的に解消することを目的として2004年5月から施行され、競争制限的協定・協調的行為および市場支配的地位の濫用行為が対象となる行為類型である。
  - EUにおいては、欧州連合の機能に関する条約（Treaty on the Functioning of European Union。以下「TFEU」という）第101条によって、競争制限的協定・協調行為等が規制され、第102条によって市場支配的地位の濫用が規制されている。欧州委員会は、第101条違反については、決定をもって、違反行為の排除を命じることができる（理事会規則第7条第1項）とともに、対象事業者の直前の事業年度における売上高の10%以下の範囲の制裁金を課すことができる（理事会規則第23条第2項）。

## EUの確約手続とは(2)

- 事業者が確約決定後に確約措置を実施しない場合には、欧州委員会は、制裁金（前事業年度の売上高の10%以下）（理事会規則第23条第2項）、または履行強制金（1日当たり前事業年度の日割り売上高の5%以下）（理事会規則第24条第1項）を課すことができる。
- 欧州委員会は、一度確約決定を行った後であっても、①決定の基礎になる事実に重大な変更が生じた場合、②事業者が確約に反する行為をした場合、または③確約決定が対象事業者が提供した不完全、不正確、または誤解を与える情報に基づいていた場合、調査を再開することができる（理事会規則第9条第2項）。
- 対象事業者および利害関係のある第三者は、欧州委員会の決定から2か月以内に、一般裁判所に対して異議申立てを行うことができる。欧州連合一般裁判所（以下「GC」という。）の判決は、当該判決に含まれる法律問題に関して、当該判決から2か月以内に、欧州連合司法裁判所（以下「CJEU」という。）に対して控訴することができる。

# EUの確約手続とは(3)



32.0月

注：上記数値は、個別事案における平均処理期間（公正取引委員会調べ）。

# EUの確約手続の運用状況

- 2004年以降、58の反トラスト決定（カルテル事件以外）のうち、36の決定が確約決定であった。そのうち16の確約決定の事件がTFEU第101条に関するものであり、19の確約決定の事件がTFEU第102条に関するものであり、1の確約決定の事件が双方の混合した事件であった。また、36の確約決定の事件のうち、行動的措置の確約が75%、構造的措置の確約が25%を占めた（2017年5月31日時点）。
- 2004年以降、確約決定に対しては6つの事件において司法審査が行われた。
  - Case T-148/10 SK Hynix v Commission; Case T447/12 Visa Europe v Commission; Case C-36/09 Transportes Evaristo Molina v Commission EU:C:2010:670; Case C441/07 Commission v Alrosa EU:C:2010:377; Case T-342/11 CEEES and Asociación de Gestores de Estaciones de Servicio v Commission EU:T:2014:60; Case T-76/14 Morningstar v Commission EU:T:2016:481
  - このうち2つの事件は決定の取消を求めて対象事業者によって提起されたものであり、他の4つの事件は利害関係のある第三者により提起されたものである。いずれの事件においても司法審査の最終的結論は欧州委員会の確約決定を支持するものであった（2017年5月31日時点）。

## 最近の確約決定の例：海上運賃に係る慣行に関して定期コンテナ船事業者の確約：手続

- 2011年5月17日：欧州委員会が定期コンテナ船事業者への立入検査を行ったことを発表
- 2013年11月21日（および2015年11月13日）：欧州委員会が定期コンテナ船事業者14社に対する手続開始を発表
- 2015年11月26日：欧州委員会が予備的評価を公表。定期コンテナ船事業者による海上運賃に係る慣行がTFEU第101条に違反するとの懸念を表明
- 2016年2月16日：欧州委員会が定期コンテナ船事業者14社から提出された確約案に対し意見募集を開始（マーケットテスト）。マーケットテスト告示から30日以内という返答期限。4通の返答を受領。欧州委員会はこれらの返答は何も懸念を生じさせるものではないと考えた。
- 2016年6月27日：諮問委員会の意見
- 2016年6月28日：聴聞官の最終報告書
- 2016年7月7日：欧州委員会が価格透明性に関する定期コンテナ船事業者によって提出された確約案を受諾し、確約決定を行う。

# 最近の確約決定の例：海上運賃に係る慣行に関して定期コンテナ船事業者の確約(1)

## 概要

- 2016年7月7日、欧州委員会は、14の定期コンテナ船事業者が提案した確約について法的拘束力を持たせることを決定した。この確約によって、顧客に対する価格の透明性を向上させ、事業者が価格に関して協調することになる可能性を減少させることを目的としている。
- 今回の確約は、定期コンテナ船事業者が将来的に価格を引き上げる意向を公表していることが競争を阻害し、顧客に損害を与えるおそれがあるという欧州委員会の懸念に対応したものである。こうした行為は、欧州反トラスト規則に違反し、欧州発着便に係る定期コンテナ船の利用料金を引き上げていたおそれがあった。
- 定期コンテナ船は、一方のいくつかの港湾（例えば、上海－香港－シンガポール）からもう一方のいくつかの港湾（例えば、ロッテルダム－ハンブルク－サウサンプトン）までの定期運航スケジュールに従って運航するコンテナ輸送である。欧州の輸出入の半分以上は海上からであり、そのうちの4割はコンテナ船によるものである。

# 最近の確約決定の例：海上運賃に係る慣行に関して定期コンテナ船事業者の確約(2)

## 海上運賃一括値上の公表

- 定期コンテナ船事業者14社（以下「海運業者」という。日本企業からは商船三井、日本郵船）は、将来的に自社の海上運賃を引き上げる意向について、自社ウェブ上や報道等の様々な媒体を通じて定期的に公表してきた。
  - 海上運賃一括値上げ（GRI）として知られるこのような価格公表は、関係するサービス料金の最終的な決定を意味するわけではなく、輸送コンテナ1単位（20フィートコンテナ換算、TEU）当たりの米ドルの値上げ額、影響を受ける航路及び値上げ実施予定日のみを示しているものである。値上げは、一般的にTEU当たり数百米ドルと相当程度の規模となる。
- 海上運賃一括値上げの公表は、通常、実施予定日の3週間から5週間前に行われ、予定日までの間、その他の海運業者のうちの数社又は全ての海運業者は、同一又は類似の航路において海上運賃を同程度の値上げ率の意向と同一又は類似の実施日を公表する。
- 海運業者は公表した海上運賃一括値上げ幅に拘束されるものではなく、海運業者のうちの数社は公表した海上運賃一括値上げを延期又は変更し、おそらくは、他の海運業者らが公表した海上運賃一括値上げと揃えようとしている可能性がある。

# 最近の確約決定の例：海上運賃に係る慣行に関して定期コンテナ船事業者の確約(3)

## 欧州委員会の懸念

- 欧州委員会は、海上運賃一括値上げについて、新価格に関する完全な情報を顧客に提供するものではなく、海運業者が価格設定に関して相互にその意図を知らせ合い、設定について協調することを可能にしているのではないかと懸念していた。
- 将来の価格の値上げを公表することは、自らの市場行動の意図を示唆し、価格行動についての不確定性を減少させることで、互いに競争しようとするインセンティブを低減させる。公表によって顧客に対しては部分的な情報しか提供されず、またそれ自体は海運業者を拘束することも無いため、顧客は公表の内容を必ずしも信頼できない。そのため、海運業者は、顧客を失うリスク無しに、価格を調整することが可能となる。
- 当該行為は、EU及びEEAの競争法（TFEU第101条及びEEA協定第53条）に違反し、定期コンテナ船のサービスの価格を上昇させ、競争を阻害し、顧客に損害を与えるおそれがある。

# 最近の確約決定の例：海上運賃に係る慣行に関して定期 コンテナ船事業者の確約(4)

## 海運業者の確約

- 欧州委員会の懸念に対処するために、海運業者は次のとおり確約を提案した。
  - 海運業者は、単に変更額又は変更率だけを示す海上運賃一括値上げについては、公表及び連絡を中止する。
  - 将来価格の公表が顧客にとって有益なものとなるように、海運業者は、海上運賃を構成する少なくとも5つの主運賃（基本運賃〔base rate〕、燃料油割増料金〔bunker charges〕、保安対策料金〔security charges〕、港湾施設内コンテナ取扱料金〔terminal handling charges〕、及び繁忙期割増料金〔peak season charges〕）を明らかにする。
  - 今後の公表は、公表の対象期間内、上限価格として海運業者に対し拘束力を有するものとする（ただし、海運業者は上限価格より低い価格を提示してもよい。）。
  - 価格変更を実施する31日以上前の日には価格の公表を行わない。
  - なお、すでに顧客との間で航路に関する料金協定が効力を発している場合や特定の顧客の需要に合わせた二社間の協定や通知については、当該確約は適用しないこととする。

# 最近の確約決定の例：海上運賃に係る慣行に関して定期 コンテナ船事業者の確約(5)

## 海運業者の確約(2)

- 欧州委員会は、関係者からの意見を踏まえた後、当該確約が競争上の懸念を解消するものという認識に至った。当該確約は、価格の透明性を向上させ、海運業者が公表した価格に向けて調整しようとする傾向を減少させることになる。それゆえ、欧州委員会は2016年12月7日から3年間、当該確約が海運業者に対して法的拘束力を持たせることを決定した。



## II. 確約手続の開始

# 確約手続の選択

- 欧州委員会が、禁止決定によって違反行為の最終判断が導かれる理事会規則第7条の通常手続ではなく、理事会規則第9条の確約手続を選択すべきかどうかを決める際に、考慮に入れる要素は何か。
  - 欧州委員会が制裁金の賦課を行うべきであると判断する違反行為に関しては、確約手続は適切な解決策ではないとされる。
  - 理事会規則第9条が規定するとおり、確約を受け入れるかどうかの決定は欧州委員会の裁量の範囲内にある。対象事業者は欧州委員会に対して意見を述べるができるが、ある事件において理事会規則第9条の確約手続を選択することが適切であるか否かの決定は最終的には欧州委員会が行う。
  - 当該決定自体は、欧州委員会により権限が付与されている競争政策担当委員によって下されるが、欧州委員会競争総局の事件チーム（case team）および欧州委員会法務サービス（legal service）を含む関係者がそれに先立って意見を述べる。

# 確約手続の選択の判断における考慮要素

- 確約手続を選択するという欧州委員会の決定には、多くの関連する考慮要素がある。特に、以下の場合において確約手続の選択を行う可能性がある。以下の点は欧州委員会が考慮に入れる可能性のある主な要素であるが、確約手続を選択するか否かの決定はケースバイケースで行われている。
  - A) 潜在的な競争上の問題点は特定されているが、違反行為の確立には疑問があるかまたは複雑すぎる場合
  - B) 欧州委員会が違反行為を重大であるとみなさない場合
  - C) 違反被疑行為に直接かつ個別に関係する苦情申立人または明確に特定可能な消費者が存在しない場合で、かつ必要不可欠な法的要件を充足することが証明されていない場合
  - D) 苦情申立てが動きの早い市場（例えば、ITまたはメディア）に関連している場合
  - E) 今後の行動が政策の対象事項であり、市場において素早い変更が必要である場合
  - F) 抑止力、すなわち、問題となっている企業または他の企業が将来において反競争的行為を行うことを確実に制御するために特別な必要性がある場合
  - G) 先例としての重要性が高い場合
  - H) 調査を終結させようとする対象事業者の意思



# III. 欧州委員会と違反被疑事業者とのやり取りおよび協議

## 予備的評価後の対象事業者とのやり取り

- 理事会規則の規定上は、欧州委員会は最初に競争上の予備的な懸念を提示した予備的評価を対象事業者に通知することが定められている（理事会規則第9条第1項）。しかし、実際には、欧州委員会は、第9条手続に専念しているときは、まず欧州委員会は懸念点について対象事業者と非公式または進行状況会議において協議し、確約案を交渉する。
- 進行状況会議では、対象事業者に対して、確約案に関する議論のための時間軸および調査において問題となる競争上の懸念について通知する。この段階においては1つまたは複数の対象事業者から非公式な確約案が提出されるのが通常である。これは主要項目のタームシートかまたは確約書のファーストドラフトのようなものである。
- 通常、欧州委員会は実情調査の手続を取り、事件によっては特に情報提供要求（Request for Information。以下「RFI」という）を調査対象事業者および第三者に送る。

## 予備的評価後の対象事業者とのやり取り(2)

- 予備的評価後には、対象事業者は防御権の一部として、通常は1ヶ月以内に正式に回答する機会を与えられる。
  - 特に、対象事業者は、マーケット・テストのために確約を提案するのに加えて、予備的評価に対する文書による回答を提出することもできる。
  - また特に対象事業者が特定の競争上の懸念は調査対象から除外されるべきであると考えられる場合は、予備的評価についてさらに協議することもあり得る。そのような場合は、事件チームは対象事業者との協議を続ける前に、欧州委員会競争総局の上層部から承認を求めることになる。
  - 欧州委員会はマーケット・テストの前に確約案の修正を求める可能性もあり、確約案について欧州委員会と対象事業者間でやり取りを繰り返すことになる可能性もある。
- 反対に、通常は予備的評価への回答を提出した後でも対象事業者は継続して欧州委員会とのやり取りを行う。
  - 実現可能な確約の目的および限界を全て設定する必要があり、合意されたドラフトを最終的な内容に仕上げるための作業を続けるために、さらに頻繁なやり取り（事件によるが、RFI、電話、事件チームとの会議および事件チームへの電子メールおよび書簡、欧州委員会競争総局長へのレター、欧州委員会へのレター等）を行う必要がある。これらのやり取りの性質や頻度は事案の内容によって異なる。

## 予備的評価後の対象事業者とのやり取り(3)

- 協議のプロセスは、企業が欧州委員会に正式な確約案を提出した時点で終了する。特に、対象事業者が受け入れ可能な確約案を提出し次第、事件チームは確約ドラフトをマーケット・テストに提出するための承認を欧州委員会競争政策担当委員に求めることになる。
  - － 事件によっては、正式なマーケット・テストの前に、欧州委員会は非公式に第三者と確約案について協議をする可能性がある。また第三者が事件チームとの協議を要請することも認められている。
- 一旦承認が下されると、欧州委員会はEU官報および欧州委員会競争総局のウェブサイトに事件および確約の主たる内容の簡潔な要約だけでなく確約の非機密版（non-confidential version）も含めたマーケット・テスト通知を掲載する。欧州委員会は、透明性を高めるためおよび第三者に対してコメントを提出できる旨を公告するために通常はプレスリリースも発行する。
  - － マーケット・テスト通知は苦情申立人に直接送付される。欧州委員会と対象事業者は、マーケット・テスト結果について協議する。欧州委員会はマーケット・テストに関するフィードバック（主なフィードバックの際に提出された内容へのアクセスを含む）を対象事業者に提供する。
- 予備的評価の送付から正式な確約案の提出までの期間は原則として1か月であるが、それぞれの事件によって大きな差がある。ある事件では、予備的評価が送付されてから2～3ヶ月後に確約案が提案されているが、Coca-Cola事件のように他の事件では、予備的評価（2004年10月15日）から回答としての確約案の提出（2004年10月19日）まで僅か4日しか経過していなかったこともある。
  - － このように、場合によっては、予備的評価が送付されるよりかなり前に、確約案についての交渉が事実上開始されることがある。

# 確約案が欧州委員会によって不十分と判断された場合

- 欧州委員会は対象事業者から提出された確約案を採択するか否かについて完全な裁量を有している。
  - 確約案が不十分であるとみなされた場合は、確約案はマーケット・テストが行われたとはみなされない。
    - その場合は、欧州委員会と対象事業者は、欧州委員会が特定した競争上の懸念を取り除くよう確約案を修正するために、会議、電話または電子メールを通してやり取りを継続することになる。
  - 確約案に関するマーケット・テストの結果、確約案は特定された競争上の懸念に対処していないことが示された場合でも同様のことが起こると考えられる。すなわち、欧州委員会は、義務ではないが、マーケット・テストで特定された懸念に対処するために修正確約案を提出する機会を対象事業者に与える。
  - 欧州委員会は確約案の変更点が十分であれば修正確約案を二度目のマーケット・テストに提出する義務のみを負う点に留意すべきである。
- 対象事業者が確約案を修正する意思がない場合、または確約案の修正に関する協議の後においてもなお欧州委員会は修正された確約案が不十分であると考えられる場合は、欧州委員会は第9条の確約手続をいつでも終了することができ、禁止決定の採択につながる理事会規則第7条で規定されている通常手続に帰するのが一般的である。

## 第7条および第9条における並行調査

- 欧州委員会は、その調査と並行して、禁止決定を最終的に採択する目的を持って理事会規則第7条に基づく調査を実施することもできるのか。
- 欧州委員会は、確約決定を採択することによって調査手続を終了する義務は全くない。いつの時点でも第7条の通常手続に戻ることができる。
- しかし、確約手続の目的は、欧州委員会が最も重大な違反行為に集中できるように余剰能力を確保することにあるので、欧州委員会は同じ事件において第9条手続と第7条手続を並行して行うことはしない。
- 実際には、欧州委員会は、まず理事会規則第11条第6項に従って調査手続を開始し、その後第9条に基づく異議告知書を発行するかまたは確約を求めるかについての決定を行う。
  - このことは、初期の調査段階が禁止決定に至るのか確約決定に至るのかについては正式な区別は何もないことを意味している。
- 欧州委員会は、事件を複数の種類に分類することができることを示唆している。すなわち、対象事業者と合意が得られた場合は、ある部分は通常手続を進め、他の部分については確約手続を進めることができる。欧州委員会は、これらの調査手続を並行して進めるか、または事件のある部分を他の部分が解決済みになるまで保留状態に置くかのいずれかを取ることができる。しかし、これは今まで実際に行われたことはない。



## IV. 確約決定の実行

# 決定の中に提供された確約の実行の監視

- 確約決定の中に提供された確約の実行の監視は必須であると欧州委員会は考えている。欧州委員会はその責任を非常に真剣に受け止めており、遵守されない場合は適切な制裁を課すことをためらわない。理事会規則上は、欧州委員会は、対象事業者に対して全世界年間売上高の10%を上限とする制裁金を実体法上の競争法違反を証明することなく課すことができ、また対象事業者が確約を遵守するまでの間、平均的な一日の売上高の5%を上限とする履行強制金の支払を義務付けることができる。
- 正確な監視要件およびトラस्टィの必要性は確約の性質による。
  - 具体的には、確約は、確約により対象事業者が何らかの市場アクセスを与えることが求められる場合や企業譲渡の場合のようなより複雑な事件においては独立した監視および譲渡トラस्टィが必要とされる傾向にある。
  - トラस्टィの役割は確約履行において対象事業者を監督し、よって欧州委員会自身の監視取組みをサポートしその負担を軽減させることにある。
- 欧州委員会は、通常、例えば、確約をどのように実行するのか、確約の遵守についてのスタッフのトレーニングにはどのような措置がとられたか、および対象事業者はどのようにしてこの遵守を監視してきているのか、何か問題に遭遇してきていないか、そしてそのような問題を解決するためにどのような措置が取られてきたか等を定期的に欧州委員会に報告することを対象事業者に求める。
  - したがって、確約の遵守や関連する問題点の全てを適切に記録保管することが極めて重要となる。報告要件とは別に、欧州委員会は、市場参加者から確約違反の苦情申立てを受けることもある。

## 決定の中に提供された確約の実行の監視(2)

- 確約決定は、理事会規則第9条第1項に従い、特定期間を定めて採択される可能性があることを留意すべきである。当該期間が経過する場合、欧州委員会は市場の競争状況を再評価することができる。
- 確約決定の主たる目的は、予見できる期間内において市場構造が継続して改善することにあるので、状況または重要な事実に関する格別の変化は確約期間の延長または短縮の正当な根拠となり得る。確約の実行の期間中に発生しそうなまたは少なくとも発生する可能性がある状況の変化は通常確約自体の中で対処されるが、これとは別に例外的な状況の変化については審理の再開によっても対応可能である。
- これに関して、確約決定が確約に関する特定の期間を設定していたとしても、当該期間の満了前に競争上の懸念が解消されたと判断される場合には、当該期間の満了前に確約決定に基づく義務の終了が決定されることがある。
  - － 確約が期間満了前に終了した事例として、Deutsche Bahn事件（採択されたDeutsche Bahnの確約を当初の5年間の予定より早い2015年に解除）およびE.ON事件（採択された確約は2021年4月まで継続する予定であったが、約5年間前倒しにして2015年に解除）が挙げられる。これらの事例の詳細については、後述する（V.確約制度によって効果的な競争状態の改善がなされた実例を参照）。



## V. 確約制度によって効果的な競争 状態の改善がなされた実例

# 確約制度によって効果的な競争状態の改善がなされた実例：E.ON事件

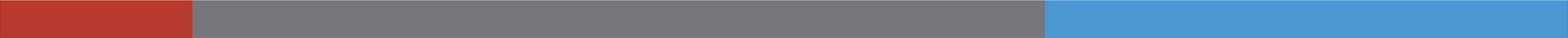
- E.ON事件では、ドイツのガス輸送市場において、E.ON社が、ガス輸送網への接続地点において利用可能なガス配送能力の著しく大きな割合について長期契約を締結していたことが、他のガス供給事業者がドイツ国内のガス市場に参入し、E.ON社と競争することを妨げてきたとして、支配的地位の濫用に該当するとの懸念が示された。
- E.ON社は、①2010年10月までに異なる接続地点においてパイプラインの供給能力の約15%に相当する量のガス供給能力を開放し、E.ON Gastransport GmbHのウェブサイト上で公表すること、②Net Connect Germany（Open Grid Europa（E.ON社の前身）他1社が出資する合併会社）における接続能力の確保量を50%までに減少させ、E.ON社の低カロリーガス用のパイプ網についてはパイプラインの供給能力の64%までに減少させることを確約した。
- これらの確約は元々は2021年4月まで継続するものであったが、欧州委員会は、E.ON社に対する確約（ドイツ国内のガス配管網に関する長期契約の制限）をおよそ5年間前倒しにして終了することとした。これは、E.ON社は確約決定がなされた時点では全ガス供給契約の54%を占めていたが、確約後は競合他社が市場で大きな市場シェアを獲得するようになり、E.ON社を含めた市場参加者は短期契約を好む傾向になってきたため、E.ON社が競合他社のために十分なガス輸送能力を確保するために確約は必要なくなったと判断されたためである。

# 確約制度によって効果的な競争状態の改善がなされた実例：Deutsche Bahn事件

- Deutsche Bahn事件では、ドイツにおける鉄道への電力供給市場において、Deutsche Bahn社が同社のグループ会社のみならず、車両駆動用電力（機関車に電力を供給するために使用される電力であり、鉄道事業者にとって必要不可欠なもの）を割引価格で提供することにより、同程度の効率的な競争事業者がドイツの鉄道貨物および長距離旅客運送市場において収益性の高い事業運営を行うことができなるとの懸念が示され、当該行為が支配的地位の濫用に該当しうるとして問題となった。当該懸念に対する確約として、2013年12月、Deutsche Bahn社は、①全ての鉄道会社に一律に適用される電力料金の新しい価格設定システムを導入すること、②Deutsche Bahnグループに属さない電力供給会社が鉄道会社に直接電力供給できるようにすること、③Deutsche Bahn社が市場評価に必要なデータを欧州委員会に提供すること、④確約は、確約決定が通知されてから5年間又はDeutsche Bahnグループに属さない競合他社によって購入された車両駆動用電力の25%が同グループ以外の電力供給者によって供給されるまで継続することを確約した。
- 当該確約が実施される前はDeutsche Bahn社の子会社であるDB Energie社がドイツにおいて唯一の車両駆動用電力供給事業者であったが、当該確約が実施されてから18か月以内に、電力供給事業者数社が当該車両駆動用電力市場に参入した。これらの事業者は、2015年において、Deutsche Bahn社以外の鉄道事業者から求められた車両駆動用電力の需要合計の半分以上の電力を供給した。欧州委員会は、欧州委員会の競争上の懸念への対処がなされたとして、2013年12月に受理したドイツ鉄道の確約の履行義務を当初の5年間の予定より早い2015年に解除した。

# 確約制度によって効果的な競争状態の改善がなされた実例：小括

- EUの確約制度は、2004年5月から利用が開始され、制度として成功を収めていると一般に評価されるが、その理由の一つが上記の両事件に見られる競争状況の改善の早期達成である。
- 上記両事件では、確約を申し出た事業者の確約決定に基づく措置の効果的な履行により、当該確約決定において示された拘束期間が短縮する形で終了した。
- これは確約制度が、確約申出を行う事業者に対して、確約決定に基づく措置を実効的に履行するインセンティブ設計として優れていることを示すものといえる。
- また、欧州委員会としても、確約決定の硬直的な履行を求めずに、当該確約決定と実際の市場の競争状況の変化に応じた柔軟な運用を行うことで、事業者の経済活動の制限を必要最小限に留めながら、早期の競争状況の改善を図ることに努めていると考えられる。



# VI. 結論

# 結論

- 欧州委員会は確約手続の開始を選択する広範な裁量を有しているものの、当該選択に関して一定の要因がある。
- 欧州委員会に確約手続を巡って強大過ぎる権限が与えられているのではないかという点が懸念されるかについては、欧州委員会は同じ事件において第9条の確約手続と第7条の通常手続を並行して行うことはしないようにしたり、また、マーケット・テストの結果、確約案が適当でないという評価が第三者からなされた場合には、当該第三者の評価の結果、確約手続が打ち切られた事例がある等ことから、欧州委員会に対して確約手続との関係で与えられている権限には一定の歯止めがかけられ、適正化が図られていると評価できるものと考えられる。
- 他方で、欧州委員会が確約決定に対して過度に依存しているという批判が苦情申立人や第三者からなされているものの、確約手続が利用される市場の性質等（動きの速い市場等）を踏まえると、確約手続は特定された競争法上の懸念に対して相当な納税者の資源を消費することになる欧州委員会による調査手続をフルに実行することなく、応急措置として解決策を提供するものであり、競争法の領域では必要なメカニズムである。
- EUにおける確約手続には様々な批判はあり改善の余地はあるものの、確約手続自体が大きな優位性を持つものであることに疑いの余地はない。
- 日本では、確約手続の導入に関する法案が国会において可決された。TPP協定の発効まで当該確約手続が導入されることはないというのが現状である。EUの確約手続がもたらしているメリットの大きさを考えると、日本においても早期に確約手続が導入されることが期待される。



杉本 武重  
Takeshige Sugimoto

[tsugimoto@gibsondunn.com](mailto:tsugimoto@gibsondunn.com)

Direct +32 2 554 7280

Mobile +32 499 05 46 19(ベルギー)

Mobile +81 80 8051 4848(日本)

2006年 弁護士登録(59期)  
同年 第一東京弁護士会所属  
2013年 ニューヨーク州弁護士登録  
同年 ニューヨーク州弁護士会所属  
同年 ブリュッセル弁護士会登録(準  
会員)  
同年 同会所属

ギブソン・ダン・クラッチャー法律事務所ブリュッセルオフィス  
オブ・カウンセル 弁護士 杉本 武重

### 経歴

2000年 駒場東邦高等学校卒業  
2004年 慶應義塾大学法学部法律学科卒業  
2006年 長島・大野・常松法律事務所入所  
2012年 シカゴ大学ロースクール法学修士課程卒業(LL.M)  
2013年 オックスフォード大学法学部法学修士課程卒業  
(Magister Juris)  
同年 ウィルマーヘイル法律事務所入所、同事務所ブリュッセルオフィス・アソシエイト  
2015年 同オフィス・シニアアソシエイト  
同年 デュッセルドルフ日本商工会議所法務委員会専門委員就任  
2016年 公正取引委員会競争政策研究センター客員研究員就任  
2017年 ウィルマーヘイル法律事務所退所  
同年 ギブソン・ダン・クラッチャー法律事務所入所、同事務所ブリュッセルオフィス、オブ・カウンセル就任、現在に至る。

### 主要な取扱分野

- EU競争法(EUカルテル規制、EU企業結合規制および標準必須特許問題を含むEU競争法全般)
- EUデータ保護法
- EUサイバーセキュリティ法
- 国際的な腐敗行為防止法コンプライアンス

### 最近の主要著作

- 「EUの確約手続の解説」NBL第1089号第11号(2017年3月)
- 「欧州委員会の最近のEU競争法の執行と競争政策の動向」公正取引2015年12月号18-27頁

### 最近の主要講演

- 欧州連合日本政府代表部主催「EU競争法セミナー」(2017年3月3日、ブリュッセル)において「EU競争法の最近の動向—カルテル以外の分野を中心に」をテーマとして講師を務める。
- コンシリオ合同会社主催、レクシスネクシス・ジャパン株式会社後援(2016年11月29日、東京)において「日本とEUの個人情報保護法制に伴う社内調査と危機管理～日本企業が直面する新たなリーガルリスクとディスカバリー対策」をテーマとして講師を務める。
- 欧州連合日本政府代表部主催「EU競争法セミナー～EU競争法:最近の動向2016」(2016年1月15日、欧州連合日本政府代表部、ブリュッセル)において「標準必須特許とEU競争法」と題する講演を行う。
- 日本経済団体連合会・知的財産委員会・企画部会において「EUにおける標準必須特許を巡る最近の論点」と題する講演(2015年6月29日、東京)を行う。
- 在蘭日本商工会議所、ジェトロ・アムステルダム事務所、当事務所共催「国際カルテル事件調査対応」セミナー(2015年6月24日、オランダ・アムステルダム)において講師の一人を務める。